

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 ③ 長野県自然環境保全条例（自然保護課）	県自然環境保全地域内における特別地区 （条10）	地域振興局長 （二以上の地域振興局にまたがる場合は知事）	許 可 地域振興局 （環境課） ↓ 自然保護課	（行為の制限） 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 6 木竹を伐採すること。 7 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 8 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域で知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。	条10③ （適用除外） 条10③ただし書 条10⑨ 県則8.11.12 （国等の特例） 条14	（行為の許可基準）県則9 国等（県則別表6）が行う場合は許可申請にかえて通知
	県自然環境保全地域内の特別地区内の野生動植物保護地区 （条11）	地域振興局長 （二以上の地域振興局にまたがる場合は知事）	—	（行為の制限） 何人も野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む）を捕獲し、もしくは殺傷し、又は採取し、もしくは損傷してはならない。	条11③ （適用除外） 条11③ただし書 則13 則14 （国等の適用除外） 条14	条11③において知事が特に必要と認めて許可した場合は認められる。 国等（県則別表6）が行う場合は許可申請にかえて通知
	県自然環境保全地域内における普通地区 （条12）	地域振興局長 （二以上の地域振興局にまたがる場合及び届出面積が30ヘクタールを超えるものは知事）	届 出 地域振興局 （環境課） ↓ 自然保護課	（行為の制限） 1 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他の土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 （行為の着手制限） 届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。	条12① 県則17 （適用除外） 条12①ただし書 条12⑥ 県則18.19 条12④	（行為の届出基準）県則17 国等（県則別表6）が行う場合は届出にかえて通知（自然環境影響調査の実施） 条22 国立公園の普通地域におけるものと同じ。 （自然保護協定の締結） 条23 国立公園の普通地域におけるものと同じ。

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (3) 長野県自然環境保全条例 (自然保護課)	郷土環境保全地域 (条15)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合及び届出面積が30ヘクタールを超えるものは知事)	届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。	条17① 県則26 (適用除外) 条17①ただし書 条17② 県則27.28	(行為の届出基準) 県則26 国等(県則別表6)が行う場合は届出にかえて通知(条18) (自然環境影響調査の実施) 条22 国立公園の普通地域におけるものと同じ。 (自然保護協定の締結) 条23 国立公園の普通地域におけるものと同じ。
	大規模開発調整地域 (条19) 長野県の地域のうち、次に掲げる区域を除いた地域 1 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域 2 長野県立自然公園条例の規定により指定された長野県立自然公園の区域 3 長野県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域又は郷土環境保全地域の区域 4 都市計画法の規定により定められた地域、地区又は街区(第一種低層住居専用地域(軽井沢都市計画区域に限る。))及び風致地区を除く。)の区域 5 農業振興地域の整備に関する法律の規定により定められた農用地区域	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合及び届出面積が30ヘクタールを超えるものは知事)	届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 ゴルフ場(1haを超えるもの) 2 スキー場(//) 3 索 道(スキーの用に供するものに限る。)(200mを超えるもの) 4 遊 園 地(1haを超えるもの) 5 ホテル・旅館等宿泊休憩施設(1haを超えるもの) 6 運動競技場(1haを超えるもの) 7 別荘団地(//) 8 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。(1haを超えるもの) 9 水面を埋め立て、又は干拓すること。(1haを超えるもの)	条20① 県則29・31 (適用除外) 条20①ただし書 条20②	(自然環境影響調査の実施) 条22 国立公園の普通地域におけるものと同じ。 (自然保護協定の締結) 条23 国立公園の普通地域におけるものと同じ。